

## 早ければ平成30年度前期に「化粧フィルム工事作業」の 国家資格化がスタートに

厚生労働省が所管し中央職業能力開発協会(JAVADA)が試験問題等を作成する国家検定制度「技能検定」において、日装連が協力して進めてきた「化粧フィルム工事作業」が新設される運びとなった。

早ければ平成30年度前期より「内装仕上げ施工(化粧フィルム工事作業)」技能検定試験が実施されることになる。

日装連の内装士教育資格委員会(小坂田達朗担当副理事長・久保田清委員長)は、この数年間、「化粧フィルム工事作業」の技能検定化と「内装士制度」に関する社内検定の厚生労働大臣認定に向けて取り組んできたが、その1つである「化粧フィルム工事作業」の技能検定化がいよいよ実現に向けて動き出す。

日装連では、塩ビシートやガラスフィルムなど各種化粧フィルム製品が市場に登場し浸透してきた平成13年、その施工技能を日装連組合員が習得するための独自の資格制度として「乾式工法技士制度」を創設した。

その後、多くの組合員が資格を取得(現在の資格者数は計112名)したものの、当時は市場形成途上だったこともあって、主流の資格とはならなかった。

一方で、化粧フィルム市場の拡大とともにメーカーが増加、それに合わせて施工方法は多様化していった。

これはメーカー各社が、独自の施工方法を設定し施工業者に対して技術講習を実施していったためだが、その影響でメーカーの違い、あるいは地域エリアによって仕上げ方法が微妙に異なってしまうという問題が生じていた。

さらに市場規模が拡大していく中で、一定の技術レベルを有さない施工者が増えてきたこともあり、建設業界からは施工方法、及び技能レベルの標準化が求められていた。

そこで日装連では、平成26年度より「乾式工法技士制度」の再構築に着手、施工業者という立場から化粧フィルム工事(乾式工法)のマニュアル化・標準化への取り組みを開始した。

専門家の鎌田善和氏を研修員として招いて検討委員会をはじめ、専門調査委員会、内装士・教育資格委員会WG会を順次設置、さらに主要メーカー5社と意見交換する「五社会」を定期的に行うなど新たな制度設計を実施、公的な「技能検定」にするべく厚生労働省、及びJAVADAと協議を重ねてきた。

そして4月7日、厚生労働省より法令改正に向けてパブリックコメント(新たな政策を実施する際に、あらかじめその案を公表し意見を募集する制度)が出されるなど、「内装仕上げ施工(化粧フィルム工事作業)」新設への手続きが具体的にはじまった。

平成29年度内に省令改正が行われ、正式に技能検定職種として決定する予定である。

## 技能レベルで1・2級に区分し、「乾式工法技士制度」は終了

さて、検定試験の内容などの詳細は今後検討されることになるが、「表装(壁装作業)」や「内装仕上げ施工(プラスチック系床材仕上げ工事作業)」など他の内装関連検定試験と同様に1・2級で技能レベルが区分されることになる予定だ。今後は、そうした試験内容の詳細を作成する「中央技能検定委員会」が組織される。委員には学識・技術系の他、日装連関係者数名が就任する予定である。

また実技試験の実施状況を確認する試行試験が11～12月頃に実施される他、各都道府県では検定委員の委嘱、試験台の製作などを経て、順調に進めば、平成30年3月に「内装仕上げ施工(化粧フィルム工事作業)」の実施公示が行われ、平成30年度前期の検定試験にてスタートする。

なお「内装仕上げ施工(化粧フィルム工事作業)」の検定試験開始を前に、「乾式工法技士制度」は平成28年度をもって終了となった。「乾式工法技士制度」は日装連独自の資格制度のため、国家資格への引き継ぎは出来ないためである。今後はぜひ「内装仕上げ施工(化粧フィルム工事作業)」の検定試験に挑戦していただきたい。

ちなみに、もう1つの課題である「内装士制度」に関する社内検定の厚生労働大臣認定については、引き続き取り組みを行っているところである。

社内検定の認定を受けるためには、合格基準の客観化、資格等級の階層化、時間内での実技、並びに学科試験を終了することなどが求められる。それに向けたステップとして、今年度の試験から試験日(日装連創立50周年式典開催のため11月10日に変更)、試験内容(実技試験、学科試験共)、合否判定方法(各県ではなく日装連の内装士教育委員会で一括して実施)、合格基準(明確な数値化)等を改定して実施する。

それに合わせて名称も「日装連インテリアデコレーター制度」に変更する。

今後も両制度の進捗を報告していきたい。

日装連新聞(第479号)より引用